

| 第145回 横浜市個人情報保護審議会会議録 | |
|-----------------------|---|
| 議 題 | <p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 水道料金等の家事用基本戸数適用更新業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)</p> <p>(2) 後期高齢者医療保険料の収納事務委託について</p> <p>(3) 県費負担教職員の市費移管に伴う給与支給業務について</p> <p>(4) 心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算機結合についての報告</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 平成28年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（平成28年5月19日～平成28年6月24日）</p> <p>(3) その他</p> |
| 日 時 | 平成28年6月29日（水）14時00分～17時00分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル5階特別会議室 |
| 出席者 | 花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、中村委員、新田委員、糠塚委員 |
| 欠席者 | なし |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし） |
| 決定事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(4)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。 |
| 議 事 | <p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第145回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、9名全員の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日は、新たな任期による委員の委嘱後最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局が審議の進行を務めさせていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、新たに委嘱させていただいた委員もおられますので、委員の皆さまからひとことずつご挨拶をいただけますでしょうか。</p> <p>【各委員ご挨拶】</p> <p>【会長の選出】</p> <p>（事務局） ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長の選出を行いたいと思います。</p> <p>横浜市個人情報保護審議会規則第3条第1項により、会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>（小嶋委員） 花村委員を推薦したいと思います。</p> |

(事務局) ただいま、花村委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(事務局) 委員の皆様は、花村委員に会長をお願いしたい、ということでございますので、花村委員にお引き受けいただきたいのですが、花村委員いかがでしょうか。

(花村委員) お受けいたします。よろしく申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、この後の議事につきましては、会長をお願いいたします。

【会長職務代理者の指名】

(花村会長) それでは、引き続き、議事を進めたいと思います。

まず、会長の職務代理者の指名を行います。

横浜市個人情報保護審議会規則第3条第3項によりますと、会長の職務代理者は会長の指名によることとなっております。

私といたしましては、小嶋委員をお願いしたいと思いますが、小嶋委員、いかがでしょうか。

(小嶋委員) 微力ではございますが、務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(花村会長) ありがとうございます。

それでは、小嶋委員、よろしくお願いいたします。

1 会議録の承認

(花村会長) 次に、第144回の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) **【案件1】** 水道料金等の家事用基本戸数適用更新業務委託について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「水道料金等の家事用基本戸数適用更新業務委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) この制度について質問します。具体的にどのような場合にこの制度が適用されるのですか。いわゆる共同住宅がこれに該当するわけですか。それ以外もあるわけですか。

(所管課) 今回の案件は、共同住宅というよりも2世帯の家庭を考えたほうが分かりやすいです。一つの住宅でメーターが一つで検針していますが、世帯が二つあり、住民票を提出して確認ができた家庭に対してこの制度を適用します。一つの家庭で一つのメーターで請求をすると、2世帯分のため、かなり水量が多くなったりします。使用水量によって境目はありますが、この制度を適用することにより、1戸1戸の家庭として使用量を見るということで、若干、料金が下がる場合があります。

(小嶋委員) それぞれ独立した住民票があることが前提ということですか。

(所管課) そうです。それを3年に1度更新して行います。

(小嶋委員) これまでは、その更新はなかったわけですね。

(所管課) 今までもありましたが、水道局が更新手続を行っていました。

(小嶋委員) 平成22年度から「3年ごとの更新」と記載されています。22年度からそういう制度になったのですか。

(所管課) この制度自体は、以前からあります。平成22年度から3年に1度の更新にしたということですよ。

逓増制といって、水をたくさん使えば使うほど、1棟当たりの料金が高くなります。そこで、一つのメーターで一つの使用量で出すよりも、2世帯で半分にすることによって、逓増制における階層が落ちて、若干お得になる可能性がある制度と理解してもらえればと思います。

(小嶋委員) そうしますと、共同住宅を建てる場合、最初に水道料金加入金というのがありますね。水道料金加入金を納付している場合は、更新はないということですか。

(所管課) 共同住宅内では基本的に個別に検針をしています。

(小嶋委員) それがないということですね。

(所管課) はい。対象は主に、戸建の2世帯・3世帯についてになります。

(小嶋委員) ただ、事務の委託内容の申請書類について、「共同住宅の場合は、住民票ではなく、居住者名簿を提出」となっていますね。

(所管課) これは共同住宅一括で、親メーターで請求している場合などに関しては居住者名簿を届け出てもらおうという形です。

(小嶋委員) 事務全体の概要の中に、「締切日までに申請がなかった人については、解除のお知らせを作成する」とあります。解除された場合は以後どういう取扱いになりますか。

(所管課) 2世帯分が一つの世帯としてまとめた料金で請求がいきます。

(小嶋委員) そうしますと、料金のメリットがないということですね。

(所管課) 逓増制の階層があります。2世帯の場合で得する場合がありますが、逆に使用料が少ないと損する場合があります。もし1世帯になった場合は制度を解除し、普通の料金になります。

(小嶋委員) 事務全体の概要の中に「更新対象者のデータを受託者へ提供する」という記載があります。更新対象者のデータとは、具体的にどういう情報ですか。

(所管課) データとしては、更新を迎えるお客さまのお客番号、氏名、請求先、適用年月日等です。そのようなデータを委託事業者へ提供し、そこでリストを作ります。また、請求先に送付するお知らせの様式を作

ります。

(小嶋委員) どのようなデータなのかを明確にしておいたほうがいいと思います。取り扱う個人情報の「電子データ」がそれに該当するのでしょうか。それとも、紙データの中の全部又は一部が該当するのでしょうか。

(所管課) 今の受託事業者に渡すデータとしては、電子データの方です。

(小嶋委員) 電子データですか。このデータ全てということになるわけですね。

(所管課) はい。

(芦澤委員) 取り扱う個人情報の紙データの「申請書」の欄に、住所が3種類あります。請求先と使用先と申請者とがあります。今の説明ですと、同じ建物の中に複数世帯が入っていることを想定していますか。住所というのは同じではないですか。その下に枝番になって分かれていますか。

(花村会長) 取り扱う個人情報の中の電子データの欄に、その三つの住所が記載されています。その説明をお願いします。

(所管課) 使用先住所は、現実に使っている住所になります。それから、お客様によっては請求先を別のところに行っている場合があるので、請求先住所があります。また、申請者が違う場合があるので、申請者の住所もあります。例えば、親の名義にして使用していて、子が申請する場合もあります。

(芦澤委員) そうすると、3つの住所が違うケースがあり得るということで、全部必要な情報ということですか。

(所管課) はい。

(芦澤委員) 申請書類の中に住民票がありますが、住民票は多様な情報が入っています。場合によっては、申請するときにチェックを外せばいらぬ情報は出てこなくなります。過大な情報を取るようになっていないでしょうか。必要な情報として、世帯が分かれていることだけが確認できればいいのであれば、世帯主の名前だけがあればいいのかなと思います。そういった場合、世帯主だけの住民票を取って、余分な情報を取らないような手当はされているのですか。

(所管課) 「更新のお知らせ」に、「必要なものは世帯主の分のみで、本籍や続柄を省略したもの」という内容をうたっています。

(芦澤委員) 正に余分な情報は出さないようになっているのですね。

(所管課) そうです。

(芦澤委員) 逆に間違っただけで余分な情報を記載した住民票が出てきた場合、その情報を見ってしまうことはあり得ると思います。そのため、住民票と書いているのですね。これは「住民票」という記載でいいのですか。つまり、住民票の中には、世帯主やほかの人の名前も書かれてしまったり、マイナンバーが書かれてしまう可能性もあります。

(所管課) そうですね。

(花村会長) 住民票については、「なお、住民票については、水道局として求めるのは世帯主分のみで、本籍・続柄は省略したものです」と記載があります。ところが、市民が住民票を取りに行くと、マイナンバーも全部

入っている住民票を送ってしまうということを、芦澤委員は想定しています。そのときに個人情報についてどう対処しますか。

(所管課) マイナンバーについては、国にも確認したところ、黒塗りで見えなくすればよいという回答です。そのように対応したいと思っていますが、個人情報保護スタンプでマスキングするのが一番、見えない方法と考えています。

(花村会長) そうすると、不必要な個人情報が送付されてきたときに誰がチェックしてマスキングするのでしょうか。

(所管課) チェックは受託事業者が行います。

(芦澤委員) そうすると、少なくとも受託事業者はそれを見てしまうことになりませんか。

(所管課) そうですね。

(花村会長) 審議会は、マイナンバー等の個人情報が漏れたり、発表されたら困るので、なるべくそうさせないようにしようという発想でやっています。たまたまマイナンバー入りの住民票が届いて、受託事業者が善意に考えれば消してくれるでしょうけれど、悪い人がいたら、それをどう守っていくかという考え方も必要です。

(所管課) 最初に書類を確認するのが受託者なので、当然、最初に受託事業者がマイナンバーがあることを確認します。

(花村会長) それを見ても、信頼関係でちゃんとマスキングしてくれるということでしょうけれど、その保証をどのようにしますか。受託事業者の正社員1名と12名のパート・アルバイトに対しては、マスキングをさせざるを得ないのであれば、所管課から厳重な取扱いについて申し入れて、漏えいがないようにしっかりしてもらわないと、やはり芦澤委員としては不安なのでしょうね。

(芦澤委員) 結構可能性としてあり得るのかなという気がします。

(所管課) 基本的にマイナンバー入りの住民票を発行する際、区役所の窓口では使用の用途を聞いています。マイナンバーが入った住民票の提出を受けたことは今まで1件もありません。可能性がゼロではないですが、限りなく少ないかと思えます。

(花村会長) ですから、一つとしては、住民票は世帯主分でいいということを確認に通知に出して、可能性としては恐らく少ないと思えますが、万一マイナンバー入りの住民票が届いた場合に備えて、受託事業者にそういう処理をきちんとするよう再度申入れをしてもらえればと思います。

(所管課) 分かりました。

(加島委員) 作業的にはどのぐらい期間がかかりますか。13名全員が1年中いるわけですか。

(所管課) 13人が常時いるわけではありません。シフトを組んで出勤をしています。毎月、月初めに更新のお知らせを送付します。最初の1か月でそのうちの約50パーセント、2か月後に約32パーセントが返ってきます。解除になるのが約18パーセントです。そのサイクルで動いていくので、2か月目は前の月の分が重なっていたりします。

(加島委員) だんだん少なくなって、最後なくなってしまうのですか。そう

ではなく、毎月、更新のお知らせを出しているということですか。

(所管課) そうです。毎月、月初めに発送しています。

(加島委員) 口座振替もやっていますか。

(所管課) はい。

(加島委員) メンバーは違うのですか。

(所管課) 同じメンバーです。

(加島委員) 13人全員ということですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 口座振替の仕事と更新手続と両方を13人でやっているという契約ですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 一番心配なのは、パート・アルバイトに、会社側が個人情報に対する責務をきちんと課しているかということですか。どのような縛りをかけていますか。

(所管課) 入社前や退職時に、個人情報保護に関する誓約書を取っています。それから、年1回、個人情報に関する研修会も委託事業者で行っています。

(加島委員) パート・アルバイトは頻繁に替わっていますか。

(所管課) 実は、この口座業務は平成25年から委託していますが、ほとんど入れ替えはないです。多くの人が近所の人で、なかなか替わりません。

(加島委員) いい面と悪い面とありますね。近所の人だと、住民票等で知っている人の名前が出てくる可能性があるということですね。

(所管課) ただ、横浜市全域をやっています。

(加島委員) 取り扱う範囲が大きいですね。その誓約書等は、水道局で確認をしているのですか。

(所管課) 写しをもらっています。

(加島委員) 毎回ですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 誓約書以外に研修等はやっていますか。

(所管課) 年1回、委託事業者の方で行っています。

(加島委員) どういう研修をやっているかは見えていますか。

(所管課) 私が異動して来てからは見たことがないですが。

(加島委員) どういう研修でやっているかも、見ておく必要があるのではないかと思います。

(花村会長) 加島委員の指摘は、もつともなところがあります。以前の審議会でも同じような問題が出ていますので、留意してください。

(所管課) はい、分かりました。

(新田委員) パート・アルバイトの人の茶飲み話で漏れることもあります。

その辺りはきちんと守るという誓約書に基づいて、研修してもらうことを希望します。

(所管課) はい、分かりました。

(花村会長) 「信頼しても検証を怠らないように」ということですね。常に検証をする気持ちを持っていないと、何かあったときに、「市は何もしな

かったのか、市は誓約書の写しをもらっていないのか、研修をやっているという話だけ聞いて見逃していたのか」ということになります。そのようなことがないように是非してもらいたいです。

ほかにご質問がないようなので案件1を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認いたします。

(2) 【案件2】後期高齢者医療保険料の収納事務委託について

(花村会長) 次に案件2「後期高齢者医療保険料の収納事務委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(清野委員) 取り扱う個人情報の電子データの中に、賦課区コード、賦課年度、期別、被保険者番号があります。個人情報に当たると考えているのは、この被保険者番号ということでしょうか。全て個人に関わるものですが、氏名とかはこの欄に入っていないわけですね。

(所管課) 個人を特定できるものは、被保険者番号のみになります。氏名等はないです。

(清野委員) 被保険者番号は、通常、この欄に記載のほかの情報と一緒にしても、この欄に書いているもの以外の情報を持ってこないで、個人を識別するのはなかなか難しいことなのかなとも考えました。この欄に書かれている情報だけで、個人が識別できるものでしょうか。

(所管課) この情報だけでは個人は特定されません。この情報を持っていれば、ほかの情報と突合することにより、個人が特定できる情報になります。

(清野委員) そのほかの情報というのはどこから持ってくるのでしょうか。

(所管課) 例えば病院等は、それぞれ被保険者番号のデータを持っています。それ以外にも、保険額の通知やいろいろなものがあります。このようなデータが漏れて、ほかのデータも何らかの形で入手したりすると、そこで個人情報が特定されます。たくさん情報を持っているのは、病院のデータになります。

(清野委員) 分かりました。もう一つありまして、収納代行業者の保管期間の問題です。市の規約では、保存期間は通常、3年間でしょうか。

(所管課) 本市の会計規則で定められています。調書類・帳票類の保存年限が、「年度の経過後5年」となっています。こちらを網羅するために「6年」となっています。

(清野委員) 5年ということですね。本件の契約期間はいつ終了するのでしょうか。

(所管課) 毎年です。今回の契約期間は来年の3月末までです。

(清野委員) 来年の3月末で、毎年更新していく形になるのですか。

(所管課) はい。

(清野委員) この受託事業者は個人情報保護に関する研修も年に2回しているということで、非常にしっかりしているところだと認識します。しかし、保管期間が過ぎたものを民間の企業が持っていることについて、どのようにその期間の安全性を確保するのでしょうか。特別な契約や申合せをしていますか。保管期間以上持っていること自体、問題です。ただ、受託事業者が必要があれば委託した情報を持つということもあるのでしょうか。その辺りの事情を教えてください。恐らく企業の社内規則には、「このような場合には6年持っている」ということもあると思います。ただ、私たちは市の観点から見ます。すき間の期間についての責任や保管・管理の問題についてはどのように考えていますか。

(所管課) おっしゃるように、すき間のような期間も入ってくると考えられます。本市では、5年保存で、通常、5年が経過してから次の年度内に、持っている書類を廃棄することになっています。1年のすき間の期間は短いようで長く、その間の紛失の問題もあるので、契約書を確認して、収納代行業者と話し合い、改めて、管理について明確になるようにしていきたいと思います。

(花村会長) その点については一度確認してもらい、事務局が報告を受けたあと、審議会に報告するというところでよろしいでしょうか。

(事務局) 分かりました。

(加島委員) 業者は、毎年変わる可能性はあるのですか。

(所管課) 変わる可能性はあります。

(加島委員) 変わった場合に、前の業者が6年持っていることになりますか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 契約は関係なく持っているわけですね。契約内容に何か縛りはありますか。その情報を返してもらい、次の業者に引き継ぐ等、何かしないとまずいのかなと思います。

(花村会長) 今回の収納代行業者に委託して、今後委託先が変わる可能性はあるけれども、思惑としては、継続の可能性のほうが強いということですか。

(所管課) そうですね、はい。

(花村会長) やはり、業者が変わったら、情報を持たせておくのは駄目ですよ。契約終了時には渡した情報はきちんと処理しないとイケません。その点も収納代行業者と確認してください。

(所管課) では、先ほどの質問の件も併せて、契約の内容を確認します。

(土井委員) 個人情報の保管場所で、鍵付き書庫や耐火金庫に何を保管することを想定していますか。

(所管課) 納付データが機械のサーバーのほうに入っています。例えば、市民から苦情があつて、どうなっているのか、何らかの形で具体的な内容を知りたいときに、サーバーから取り出すためにCDに移す場合があります。そのようなときに、そのCDを金庫に入れておくというような想定です。通常はそのようなことは発生しないので、外部媒体に落とす

ことは想定していませんが、万が一、目で見たり、すぐ知りたいときに、CDに落とすことも想定できます。そのような場合には鍵付き書庫に保管します。

(土井委員) CDに落としたものを見て対応するのは委託先ですか。それとも市ですか。

(所管課) 我々のほうでは、年に1回、監査があります。そういった場合、ケースにもよりますが、どんな感じになっているか等、収納代行業者から聞く場合に、CDに落とすことも想定されます。

(土井委員) それはやはり6年経過後に削除するということでしょうか。

(所管課) それは、済んだら速やかに廃棄ということになると思います。

(土井委員) 基本的には専用の保管室で全部処理しているけれども、クレーンや問合せ対応があったときにどうしても出さなければいけないので、それは鍵付き書庫や耐火金庫に保存して、終わったら速やかに廃棄するというオペレーションですか。

(所管課) そうです。

(新田委員) 最近、還付金詐欺がとても流行っていて、後期高齢者が被害に遭っています。コンビニでの支払は、非常に楽になることは分かりますが、後期高齢者は機械の操作に慣れていません。書類を持って行ったときに手伝ってもらったりして、それを不特定多数の人が見ることができます。支払のときには注意を促した方がいいと思いました。

(花村会長) バーコードの納付書を持っていきますよね。後期高齢者が自分で手続するのか、コンビニ店員に手続してもらい、お金を払うのか、具体的に説明してください。

(所管課) 実際の支払時には、送った納付書をコンビニに持って行き、レジで支払います。紙を扱うのは店員です。特に操作はないです。

(小嶋委員) 最近、横浜市の市民税や国民健康保険料など、公共料金がコンビニで支払えるようになり、便利になりましたし、収納率の向上も期待されます。ただ、今までは銀行など金融機関で支払っていたものがコンビニで支払われようになり、しかも10万件も扱うとなりますと、それだけ個人情報保護に関するセキュリティも問題になると思います。店員の多くはアルバイトですし、非常に安易に扱っているなという感想を持ちます。

市民税の納付書ですが、バーコードを読み込んでお金を支払って、判子を押して、返してくれます。金融機関であればある程度きちんとしていると思いますが、若いアルバイトの多いコンビニで、果たしてセキュリティは大丈夫なのか、非常に心配する点があります。コンビニの場合は収納代行業者との間で契約するわけですが、横浜市としてコンビニの個人情報の取扱いやセキュリティについては、非常に高いセキュリティを要求することが必要だと思います。その辺りについてはどのように考えていますか。

(所管課) 契約の相手方は収納代行業者ですが、その契約の中においても「秘密保持」という条項があります。それぞれのコンビニの個人情報保護を徹底するというのは書いてあります。直接的にはないですが、間

接的には当然、収納代行業者を通じて、秘密の保持は徹底するように伝えていきたいと思います。新たに事業を始めるに当たっては、この辺りを非常に注意していきたいと思います。

(小嶋委員) 納付書の用紙ですが、三つの部分に分かれていて、一番左には納付書兼納付済通知書があります。コンビニで支払った場合は、これはどこに行くのですか。

(所管課) 各コンビニで保管することになります。

(小嶋委員) 各コンビニ店舗で保管するわけですか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員) それはどのように保管するのですか。

(所管課) コンビニによって取扱いが違います。まとめて倉庫で保管するコンビニもあるでしょうし。

(小嶋委員) 各店舗で保管するのですか。

(所管課) 本部のほうで取りまとめているコンビニもあるでしょうし、店舗で一時的に保管するところもあります。

(小嶋委員) どこでどれだけの期間保管するのかや廃棄についてなど、徹底したほうがいいのかと思います。納付書の真ん中の部分の原符は、どこに行きますか。

(所管課) 一部訂正させていただきます。先ほどご説明した納付受入済通知書はコンビニ本部に、原符のほうは各店舗で保管されることになっています。ただ、場所の関係で、店舗の中で保管する場合と、別棟の保管庫で保管する場合とに分かれています。

(小嶋委員) 保管について厳重にしないと、漏えいや紛失があり得ますね。

(芦澤委員) 市の契約関係は収納代行業者ですが、直接データを扱っているのは、更にもその委託先のコンビニになります。コンビニの手続をきちんと見なければ、契約先だけチェックしても、何の意味もなさないと思います。審議会が収納代行業者をチェックしているのと同じ内容を、その先のコンビニのやっていることは確認できないということですが、この辺りはどう考えたらいいですか。

(所管課) 本市と収納代行業者との契約書の中で、秘密保持等の記載は当然あります。「それと同等の内容で各コンビニと契約してください」というような内容で行っています。

(芦澤委員) それはあくまでも、よくある守秘義務の形で、「余計なことを漏らしてはいけない」という文言で書いているだけですよね。

(所管課) そうです。

(芦澤委員) 審議会はこれだけチェックしているにもかかわらず、その先のコンビニでは1行の「守秘義務」で終わってしまって良いのか、少し分からないのですが。

(花村会長) これはコンビニに収納委託すると必ず生じる問題です。各コンビニ店の中で保管についてどうするのかは、委託会社の収納代行業者とコンビニとの契約でやっていて、市がコンビニに法的に何らかの主張が出来る権利はない、ということで片づけないで委任先にそこをきちんとやってもらわなければいけません。この間、新聞に、コンビニのアルバ

イトが取り扱った個人情報を利用して、デートを申し込んだという記事がありました。収納代行業者がコンビニと秘密を保持する契約をしているからいいというのではなく、その点は厳しく指導してもらわないと、なかなか難しいかなという気がしています。それは収納代行業者とよく話して監督してもらおうということでもいいでしょうか。

(所管課) そうですね。

(花村会長) それから、保管期間については問題もありますので、後で報告してもらいたいと思います。

(所管課) はい。

(加島委員) 収納代行業者のほうの、この件に関するサーバーは、専用サーバーでやっているのですか。

(所管課) ほかのデータも扱いますが、アクセスするログについては全てデータごとに分かれて担当しております。

(加島委員) 市の専用サーバーのようなものですか。

(所管課) 本市だけではないです。

(加島委員) ほかの民間のも入っているということですか。そこまでの縛りはやっていないということですね。

(所管課) そうですね。専用サーバーということはないです。

(花村会長) 先ほどの申出の趣旨を次回ご報告いただくということで、ほかにご質問がないようなので案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認といたします。

(3) 【案件3】 県費負担教職員の市費移管に伴う給与支給業務について

(花村会長) 次に案件3「県費負担教職員の市費移管に伴う給与支給業務について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(糠塚委員) システムについて伺います。教職員庶務事務システムと教職員人事給与システムの間で、データ連携が行われるという説明がありましたが、システム構築に関してはそれぞれ別会社のソフトを使うという話ですが、この連携はどのように可能になるのですか。

(所管課) 庶務事務システムと人事給与システムは、別の事業者がそれぞれ開発しますが、データの連携は双方のシステム間でどういうデータをどのように連携するか、やり取りや調整が必要になります。事業者自体は別ですが、現在、両事業者とともに内容を詰めて、連携ができるように進めています。

(糠塚委員) その連携の詰めの作業も、市の施設の中で行うのでしょうか。

(所管課) 具体的には、同一の機器の中で、サーバの仮想化をしまし

て、2つのシステムが同じ機器内に実装されます。その同じ機器内で同じ領域を使って連携します。表にデータを出すことなく、同じ機器内で連携が完了します。

(糠塚委員) 庶務事務システムはペーパーレス化を目指すと書かれています。最近の流れとして、給与明細もペーパーレス化されていますが、わざわざCD-Rを印刷業者に貸し出して、給与明細を発行するのはどうしてでしょうか。

(所管課) 現状、市長部局の給与明細がシステムからプリントアウトするとか、メールで確認するといった形ではなく、圧着式のもので、一部広告事業者が紙代を負担したりしていますが、一人ひとり給与明細を発行しています。そのような中で、技術的には、給与明細を紙で発行せず、システムで確認することは可能ですが、市長部局がそのような状況で、現場のニーズとして紙で欲しいという声もありますので、なかなかシステムでというのは難しいです。

(小嶋委員) 印刷業者へは横浜市の労務担当職員から委託するのですか。

(所管課) 市の職員が依頼します。

(小嶋委員) 今回は、その部分は審議の対象ではないということですか。

(事務局) 所管課と事前に協議をした中で、まだ正直見えない部分ではあるのですが、もし委託業務とした場合、類型案件の中に法人情報のみを扱う類型があるので、今回の案件は人事給与に関する情報のみと決まっていますので、もし委託で印刷することになった場合は、別途類型案件としてご報告するという整理をさせていただきました。まだ、はっきり決まっていないというのが現状です。

(新田委員) 委託先が何社もあるので、万が一、いっぺんに個人情報漏れることがないように、連携して、必ず個人情報のセキュリティをしっかりとって欲しいと思います。

(花村会長) 今のご意見を尊重してよろしくお願いします。

(所管課) はい、分かりました。

(清野委員) ヘルプデスクに関してですが、個人情報を収集してなおかつ保存するシステムを持っていて、この仕組み自体はいいなと思いましたが、中身について、あとで利用できるように工夫して欲しいです。

どの程度の相談であれば保存するのかよく分かりません。例えば、去年12月に自分がいくら給料をもらったのか相談しても良いのですか。要するに、軽微な相談も、きちんとヘルプデスクに保存されるのか、自分がここに相談した事実も個人情報になりますので、どの程度の相談であれば収集して残されるのか基準はありますか。

(所管課) 問合せを受け付けたものに関しては、どのような内容であれ、記録はしていくことになります。12月の給料がいくらだったかについては、庶務事務センターでは分からない情報になるので、教育委員会事務局に問合せを回してもらうことになりますが、問合せを受け付けたという記録は必ず残します。

(清野委員) お答えできませんとした上で、お問合せ先を伝えたという内容が残るのでですね。それから、問合せをした時、受け付けた人の名前を知

りたいです。例えば、過去に聞いたはずですがどうなっているかということやその受付者にもう一度話を聞きたいという時に、対応者の名前で検索できるようなシステムになっていますか。

(所管課) 対応者も記録することになると思います。ただ、誰が対応したかに限らず、以前どのような問合せをしたかは、その対応者でなくても、対応できるような形を考えています。

(中村委員) 問合せの概要をデータとして残す必要性は何ですか。

(所管課) 再度問合せがあった場合の対応のためという観点もありますし、問合せの内容は特に頻繁にあるものについては、それをFAQにしてお知らせするというデータの蓄積という意味もあります。

(中村委員) 問合せの内容は結局誰が問合せたかという内容と紐付けして残すわけですよね。再度同じ人から問合せがあったことを確認する意味では必要性があるかもしれませんが、そこが気になります。データとして、誰がどのような問合せをしたかということが残ること自体が、本当に必要なのかなと思います。

(所管課) 問合せがあった場合、やりとりは恐らく1回で済まないことの方が多々と思っています。問合せが来て回答して、またそれに対する問合せが来るといったように何回か繰り返すものがあるのではないかと想定しています。その問合せが完結したというタイミングが分かるものはデータは消せるかもしれませんが、それもなかなか難しいので、一応データを蓄積しておく必要があると思っています。

(小嶋委員) 氏名を名乗らなくても問合せはできるのですよね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) その場合は当然氏名は残りませんよね。

(所管課) その通りです。

(糠塚委員) 個人情報の対象者の箇所ですが、対象者2は退職者を含みますが、対象者3には退職者を含まないと記載があります。また、全般的に横浜市立学校の高校を除くと記載がありますが、高校教職員は拡大される以前の除かれている段階ではどういう扱いになるかということと、臨任・非常勤の方はどうなのかというところをご説明いただけますか。

(所管課) まず、高校の教職員については、現在も横浜市の給与負担で雇用されています。今の市長部局のシステムに基づいて、給与が支払われています。本来、高校も含めて、このタイミングで合わせて一緒にしたかったのですが、学校のパソコンのネットワーク環境の状況や優先順位的には1・2年遅れに少しずらしても良いかなという思いもあり、どうしても、まずは県費の方の給与を正確に支給するというを最優先に考え、平成29年4月からは先送りさせていただきました。

臨任・非常勤は対象者3からは除かれています。対象者3で扱う業務については、現在小中学校で教職員をしている方の情報を臨時業務として、市の制度に当てはめたらどうなるかという業務になります。現在在籍している方で、来年度以降もいるという予定がある方を対象にしています。臨任・非常勤については、来年度以降雇用を継続することが前提になっていないので、対象からは外しています。

(糠塚委員) 臨任・非常勤の方々は、紙でやるのですか。

(所管課) 臨任・非常勤の方は、改めて平成29年4月に雇用された時に、自身でシステムを使用して入力してもらうような形になります。

退職者についてですが、庶務事務センターでは、現在、在職している教職員の給与関係の申請についての業務を行うこととなりますので、対象者3から退職者は除いています。人事給与システムや庶務事務システムについては、退職者からその時の帳票をくださいといった問合せに対応する必要がありますので、退職者のデータについても、一定期間データは取っておきます。

(小嶋委員) その退職者はいつからの退職者ですか。何年前まで遡るか等、退職者の基準はありますか。

(所管課) 今回考えていますのは、このシステムが稼働し始めたのちに退職した方について管理するという事です。

(芦澤委員) ヘルプデスクで、自分の給料がいくらだったかという問合せを受けた時に、ヘルプデスクはそういった個人情報を見ることができない、入手できないということでしょうか。

(所管課) 給与に関する情報は見ることはできません。

(芦澤委員) ヘルプデスク自体は、事務的な手続の問合せに答えることがメインということでしょうか。

(所管課) 基本的には、教職員が申請に使う庶務事務システムの操作方法やどのような添付書類が必要かという問合せが中心になります。

(糠塚委員) 問合せは電話かメールで行うと記載がありますが、取り扱う個人情報の種類の中にはメールアドレスが入っていませんが、これは何か特別な理由があるのですか。

(所管課) 電子メールを使う場合は、メールアドレスを管理する可能性はありますね。

(糠塚委員) それを書いておいた方がいいと思います。

(所管課) 失礼しました。修正します。

(花村会長) そうしますと、個人情報の種類の中に、メールアドレスを入れるということでしょうか。

ほかにご質問がないようなので案件3を承認するという事でしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認いたします。

(4) 【案件4】 心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託について

(花村会長) 次に案件4「心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

ストレスチェックは、すでに色々な案件を審議しています。特にポイントは、受検が任意であることを強調すること、制度目的をよく説明すること、受検の有無や結果の不利益取扱いの禁止等で、これらは十分やってもらおうことになると思いますが、それ以外でほかにこの件で意見があればお願いします。

(小嶋委員)「面接指導や就業上必要な措置は、横浜市医療局病院経営本部が直接実施します」となっていますが、実際に面接指導や就業上必要な措置を行うのは委託先ですよ。

(所管課) 面接指導自体は、病院経営本部の産業医が行います。

(小嶋委員) 事業所の産業医が相談を受けるとなると、知っている人同士ですので、相談をちゅうちょするとか、あるいは、不利益な取扱いを受けるのではと心配を持たれるたりすると思うのですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

(所管課) 制度の趣旨は十分周知を図ります。本人の不利益になる取扱いは当然しませんし、産業医にも十分理解してもらった上で、相談を受けてもらいます。

(小嶋委員) 内部に産業医がいるので、その産業医に担当してもらおうということだと思いますが、果たしてそれでストレスチェック制度の実効性を上げられるかどうか疑問に思います。実施してみてその点について改善すべき点があれば改善してほしいです。それと、契約上、集団分析の集団は7集団までとなっているのです。分析できる集団数に制約がかかっていますが、職場の実態に応じていくつも分けて分析する必要があると思います。それをこの委託先がやってくれないとなると、この事業者に委託していいのだろうかと感じます。もう少し、きめ細かに集団分析をやってもらえる事業者の方がいいのではないかと考えられるのですが、その辺りはいかかでしょうか。

(所管課) ストレスチェック自体今年の12月からスタートした制度でして、契約の段階で、実績があるところがまだなかなかない状況でした。そのような状況の中で、他で実績があるところを選びました。来年度以降制度が運用される中で、出てきた実績等を見ながら考えていきたいと思っています。

(小嶋委員) やはり職場改善が目的であれば、職場に適した分析をすることが必要ですから、委託先の方で制約をかけてくるのであれば、制度趣旨に合っていないのではないかと思います。

(所管課) 補足ですが、集団につきましては、所属は7集団に限られていますが、病院の特性上、「薬剤部」といったような所属になっていまして、一つの部署に色々な職種が集まることはあまりないです。職種が7つに限られていまして、薬剤部としては高ストレス者がどれくらいいるかや分布等は分かります。今回については、職種自体は7つに限られますが、所属単位で見ると職種ごとの傾向が分かると考えています。そのため、今年度はこの業者に委託します。

(小嶋委員) 職種は7つでも構わないということですね。

(所管課) 細かくやろうとしますと、7つで十分ということにはならない

と思いますが、それについては、結果を見ながら考えてきます。

(土井委員) 対象者2の取り扱う個人情報について、電子データの相談件数とは何でしょうか。

(所管課) 報告の時に、件数をもらいます。

(土井委員) 同じ人から二度三度電話が来ることはないのですか。再度電話し、もう少し詳しく知りたい場合、前の問合せ内容との紐付けができないのではないかと気になります。

(所管課) 二度三度電話相談する人がいることは想定していませんでした。産業医が職場にいますので、職場に知られたくなくて、個人名を伏せて相談するために電話相談を設置しますので、氏名と紐付けることは今の段階では考えておりません。しかし、二度三度重ねて相談する人は想定されますので、個人を特定すべきかどうか相談する必要があるかなと思います。

(花村委員) 土井委員の質問はどういう意味でしょうか。

(土井委員) 電話で相談する時に、まず一度電話で相談し、その際は納得したものの、やはりもやもやしてもう少し詳しく聞きたくて再度連絡した場合、受付側では所属と性別と年代しかないので、以前した質問が何だったかの分からない状態でスタートすることになりますが構いませんか、という話です。

(所管課) 個人を特定しないことを前提にやっていますので、再度お電話いただいた場合、また同じ話の繰り返しになる可能性はあります。

(土井委員) プライバシーは守っていますので、また最初からお願いしますということになるのですね。

(糠塚委員) 委託先と再委託先の両方を報告してもらっていますが、対象者1に関しては、取り扱う電子データは委託先も再委託先も同じものを扱うという理解でよろしいでしょうか。その場合、個人情報保護管理体制に両者ですれがあるのですが、委託先はかなりチェックが入っていて、再委託先はチェックがないものもあります。管理体制の差はどのようにお考えか説明をお願いできればと思います。

(所管課) 若干差があるところのご指摘ですが、再委託先の条件でも個人情報は十分に守られるだろうと考えています。

(花村会長) 糠塚委員、具体的にどの箇所が、委託先は完璧ですが、再委託先では抜けているのではないかとこのところなのか指摘してもらえればよく分かります。

(糠塚委員) 例えば、アクセスログの保存が委託先は6か月ですが、再委託先はアクセスログを保存していません。それと、「作業機器は外部との接続をしていない」という項目について、委託先はチェックが入っていますが、再委託先はチェックが入っていません。電子メールでやりとりしているので、作業機器を外部と接続しないというのはできないかとは思いますが、いかがでしょうか。

(所管課) 個人情報については再委託先の内容でも十分保護されていると考えていまして、特段問題ないと思っています。

(糠塚委員) 再委託先は、直接的にはまず委託先が責任を負うのですよね。

(花村会長) そうです。

(清野委員) 通常、機微な情報を扱うときに、再委託先でアクセスログの保存がないというのは、少し緩いかなという印象を持ちますが、いかがでしょうか。

(所管課) 再委託事業者については、マークシートを印刷をするために名簿データを一時的に保有しますが、マークシートを印刷さえしてしまえば、そのデータは必要ないので、廃棄します。再委託先では、二度三度見るものではありません。

(清野委員) 委託先と再委託先とではいくデータが違うということですか。

(所管課) 同じデータではありますが、再委託先では、一時的な取扱いで、アクセスログのように、誰が何回見たかといった情報は必要はないと思っています。また、速やかな廃棄をお願いしていますし、廃棄証明書も出してもらいます。

(清野委員) 事情は理解しました。

(糠塚委員) 作業の業務フローの欄で、委託事業者というのが出てきますが、その内容について、委託事業者と再委託事業者のどちらがやるのかという区分けをした説明はありましたでしょうか。

(所管課) その辺りは説明が不十分だったかもしれません。

(糠塚委員) どちらがどういう業務をやるか分からなくて、取扱う個人情報が同じと受け止めたので、管理の仕方に差があって良いのかどうか、業務的な内容も違い、より軽微なことしか再委託先はやらないという説明が業務の概要の箇所に分かる記載があると良いのではないかと思います。

(花村会長) 再委託先はデータの保有期間が短いということですよ。しかし、接する個人情報は委託先と同じですよ。理論的に言えば、同様の管理体制が必要という意見はもっともですが、再委託先の管理体制でも構わないだろうと判断したということですよ。裁量の範囲にあるかどうかということですよ。現実的にそこまでやると再委託できないという判断のもとだと思えますが、それでよろしいですか。

(所管課) はい。

(花村会長) これでは絶対的にまずいかどうかという話になるのですが、委託先と同じ情報を持つのであれば、できるかぎり同じ管理体制にするというのが当然でしょうが、事案によっては委託先でもこの管理体制でいいのかなと思うこともありますし、その判断は所管課でして、特に問題があれば審議会で指摘して直してもらいますが、そこまでは今回必要ないと思いますが、いかがでしょうか。

(清野委員) 業務フローの欄に、ここまでが委託先でここからは再委託先という記載を追加していただいてはどうでしょうか。

(花村会長) 事務局はどうでしょうか。

(事務局) 修正させていただきます。

(小嶋委員) 確認ですが、各事業所の担当者は個人の結果を知り得る立場にあるわけですよ。その各事業所の担当者は限定しておく必要があるかと思うのですが、どのような人が担当者になるのでしょうか。

(所管課) それぞれの人事労務を担当している衛生管理者です。
(小嶋委員) 分かりました。通常そういう立場の人が担当することになるかと思うので、その辺りを限定するのがよろしいかと思います。
(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件4を承認するということがよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは、承認いたします。

3 報告事項

(1) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算機結合についての報告

4 その他

(1) 平成28年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて
(2) 個人情報漏えい事案の報告 (平成28年5月19日～平成28年6月24日)
(3) その他

(花村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず、「3 報告事項」の(1)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。なお、個人情報漏えい事案につきましては、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただき、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまのご報告について、何かございますか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) 特にご質問がなければ了承ということではよろしいでしょうか。それでは了承いたします。

(花村会長) 次に、「4 その他」に入ります。「(1) 平成28年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて」、加島委員長からご説明をお願いします。

(加島委員) 实地調査は、7月6日(水)に行います。实地調査の対象ですが、図書館業務に係る個人情報の取扱いということで、中央図書館と山内図書館で調査を行います。山内図書館は指定管理の図書館です。その後のスケジュールですが、9月に实地調査報告書の案を検討しまして、11月に調査報告書をまとめます。11月下旬に当審議会に实地調査報告書を提出させていただき、12月には審議会より市長へ報告書を提出いたします。

(花村会長) ただいまのご報告について、何かございますか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) では、よろしく申し上げます。本日予定された議事は以上で終

了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(芦澤委員) 私から、一つよろしいでしょうか。今日の全体の中で再委託の件ですが、やはりコンビニの案件の方がより重く広いにもかかわらず、再委託の議論がなく、最後の案件は再委託が議論されていましたが、その辺りの整理を事務局で検討した方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

(花村会長) それは事務局でも気にしていた件だったのです。収納事務でコンビニが出てくると必ずこの問題が生じますが、市としてどういう対応をするか、単に委託事業者に任せてしまって良いのか、芦澤委員のおっしゃるとおりだと思うので、事務局で検討するというところでよろしいでしょうか。

(糠塚委員) 今回の案件は、納付書に印字されているのは被保険者番号など必要最小限になっていてさすがだと思いました。通常、たいていコンビニ事業で委託する場合、納付書に住所等も記載されていますので、それに比べるとはるかに管理はしっかりしていると思いました。恐らく委託するときに、コンビニ網を使ったシステム全体を利用した委託になると思うので、それをどう考えているのか、横浜市としての考え方や市としてコンビニを使う場合、必要最小限度の情報だけしか印字しないといった方針を示してもらえれば、ほかのものに比べればはるかに安心感があります。もし、システム上、たとえ漏えいしたとしても、それを突合できる人は滅多にいないと思います。

(小嶋委員) それに関連した話ですが、バーコードで読み取るわけですが、どこまで読み取られているか気になります。名前から住所から税額からどこまで読み取られているのかは不安です。

(事務局) 本市でも、利便性の向上のため、市税から国民健康保険料までコンビニ納付を広げてきていますが、確かに個人情報観点で言いますと、再委託部分が適正かどうか、本市が直接言うところまでなかなか関知していませんでした。納付書を見ますと、印字項目は考慮はされているのかもしれませんが、委託については確認する必要があるかなと思います。

(小嶋委員) 国民健康保険料や市民税では委託するという審議はしているのですか。

(事務局) 審議会でかかっていないと、原則、そのような事務は始めていません。

(糠塚委員) コンビニの部分まで考えたことがなかったです。

(小嶋委員) コンビニに再委託するところは審議していないですね。

(花村会長) コンビニの問題は今までも出たのではないかと思います。

(小嶋委員) コンビニの店員は納付書をレジの辺りに置いたり、安易に扱いがちです

(糠塚委員) バーコードを読み込んだものは暗号化されているので滅多に漏えいしないと聞いたことがあります。

(小嶋委員) 読み込んだものはそうかもしれませんが、読み込んだ納付書自体はコンビニ店舗ごとに保管すると聞きましたが、なおさらどのように

保管しているのか不安です。

(事務局) 審議された順番は、市税、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険です。介護保険は平成22年に審議されています。

(芦澤委員) コンビニの議論は大きく一つありますが、再委託について明確にチェックリストを出すべきなのかどうか、場合によっては重要性の判断でいいのか、統一した方がいいのではないかと思います。「守秘義務」と一行で終わらせる話と、再委託の手続まで委託と同じように書類を出してくるケースと、再委託については一度議論していただくと思います。

(事務局) 横浜市が契約を結んでいるのは収納代行業者ですが、その契約の約款の中で、収納代行業者とコンビニとの間で別途秘密保持について取り決めるようにという規定があるのと、コンビニでトラブルがあった場合の対応として、市と収納代行業者の仕様書の中に直ちに対応するといった取り決めはあります。詳細については、収納代行業者とコンビニとで取り決めることになっています。

(花村会長) 市の方針としてそれでいいのかどうか、この機会に検討してみましようか。

(事務局) 最後のストレスチェックの案件についても、再委託の関係の記載が抜けているという意見もありましたので、この審議会の中で委託と再委託についてきちんとした形で掲載できるよう指導していきます。事務局においても、整理をしていきたいと思っています。

(小嶋委員) だんだんとコンビニに委託することも増えるかと思いますが、便利さもありますが、ある程度歯止めをかけておかないと危険です。アルバイト店員がどの程度個人情報の研修を受けているのか、とも思いませんし。

(清野委員) アルバイト店員は、研修は受けていないかもしれませんね。

(小嶋委員) 横浜市として確認してもらえればと思います。

(花村会長) あるコンビニで、店員が個人情報を取得して、デートを申し込んで女性に接触したというケースがありましたよね。漏れやすいところではありますよね。議論は以上でよろしいでしょうか。

事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思っています。

次回の日程でございますが、今回は7月27日水曜日午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日よりこの場所で開催となります。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【閉 会】

資 料
特記事項

1 資料
(1) 第145回横浜市個人情報保護審議会次第

| | |
|--|---|
| | (2) 第145回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は平成28年7月27日(水)午後2時から開催予定 |
|--|---|

本会議録は平成28年7月27日第146回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
